

山梨県公報

第二千五百六十四号

平成二十七年

十二月七日

月 曜 日

目次

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………七六七
- 県営土地改良事業計画の変更……………七六七
- 道路の供用開始……………七六七
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………七六八
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………七六八
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………七七二
- 平成二十七年十一月三十日付号外第六十七号中……………七七三

告 示

山梨県告示第四百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農村災害対策整備事業 桂川西部地区)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年一月十二日まで

三 縦覧場所

大月市役所

四 異議申立期間

平成二十八年一月十三日から同年一月二十七日まで

山梨県告示第四百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業 鳴沢地区)の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十七年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年十二月八日から平成二十八年一月十二日まで

三 縦覧場所

鳴沢村役場

四 異議申立期間

平成二十八年一月十三日から同年一月二十七日まで

山梨県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山北山中湖線	南都留郡山中湖村平野字宮脇一 九七八番一地从先から 南都留郡山中湖村平野字古屋二	一一九・四	平成二十七年十二月七日

〇三〇番一地先まで

山梨県告示第四百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

急傾斜地崩壊危険区域	区域				
	標柱番号	郡市	町村	大字	字
西根熊	一	南巨摩郡	南部町	福士	西根熊
	二	同	同	同	同
	三	同	同	同	同
	四	同	同	同	同
	五	同	同	同	同
	六	同	同	同	同
	七	同	同	同	同
	八	同	同	同	同
	九	同	同	同	同
	十	同	同	同	同
	十一	同	同	同	同
	十二	同	同	同	同
	十三	同	同	同	同
	十四	同	同	同	同
	十五	同	同	同	同
	十六	同	同	同	同

（イ）次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十六号までの標柱を順次結んだ線及び十六号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

（ロ）次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号十七号から二十二号までの標柱を順次結んだ線及び二十二号と十七号の標柱を結んだ線に

公 告

囲まれた区域。		標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
		十七	南巨摩郡	南部町	福士	西根熊	一五七〇〇番
		十八	同	同	同	同	二七〇五五番
		十九	同	同	同	同	同
		二十	同	同	同	同	二七〇五七番
		二十一	同	同	同	同	同
		二十二	同	同	同	同	一五六八九番二

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
羽田 武	都留市	都留市十日市場字馬場舟九番一外五筆	一、二五四
		都留市夏狩字御所海戸十番一外五筆	二、六〇〇
		沢田三百二番一	

賃借権の設定等を受ける者

賃借権の設定等を受ける土地

丸山泉	山梨市	山梨市牧丘町西保中宇中澤二千二百七十八番外二筆	一、五二三
深澤 光利	山梨市	山梨市水口字栗林千九十九番一	七二八
駒井 清貴	山梨市	山梨市大野字三十六千六百六十九番一外一筆	一、六四一
萩原 進	山梨市	山梨市牧丘町千野々宮字牧ノ後五百八十一番一外一筆	一、七九六
有限会社菅農塾マルニ	山梨市	山梨市万力字石原三千四百番六	一、五四六
竹川 秀樹	山梨市	山梨市七日市場字宮ノ前北千五十二番	四七三
石場 登	山梨市	甲州市塩山上井尻字子辻四百九十五番外二筆	三、一六七
竹居 譽	山梨市	山梨市牧丘町西保下宇東杉山三千二百二十五番一外一筆	一、四〇二
大竹 学	山梨市	山梨市下栗原字松ノ木田百九十番一外三筆	一、四七九
澤登 一治	山梨市	山梨市牧丘町千野々宮字石河原二百三十九番	二、〇三二
		山梨市牧丘町千野々宮字石河原二百三十八番三	一、〇九五
		山梨市牧丘町倉科字天神	一、六〇五

村松 賢	南アルプス市	南アルプス市吉田字大草	二、一六四
市川 純徳	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字堀上千二百八十四番一外二筆	五二七
新津 健而	南アルプス市	南アルプス市落合字道林千番外二筆	一、二九二
矢崎 孝行	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字後畑三百六十六番二外一筆	七八一
金丸 文晴	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字西原千五百四十六番	五八三
久保田 公雄	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字西原千五百三十五番	三一〇
浅川 広行	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字後畑三百五十八番	六八三
佐藤 富雄	山梨市	甲州市塩山三日市場字石打田百二番外三筆	三、〇一六
金子 雄輝	山梨市	山梨市中村字くぢきし三百八十二番一外三筆	三、六〇一
武井 武	山梨市	山梨市万力字相干場三千四十四番外一筆	七二九
有限会社山梨フルーツライン	山梨市	山梨市中村字出雲神百五番一外五筆	六、三三九
		林六千七百三十二番二外三筆	

株式会社ハ ーベジファ ーム	北杜市	北杜市須玉町江草字笹場 一万三千二百四十五番外 十三筆	一五、四二六
有限会社梶 原農場	北杜市	北杜市高根町蔵原字新井 千二百七十番四外二十七 筆	三〇、八六四
柴田 伊織	北杜市	北杜市明野町上手字屋敷 添三千六百一番外三筆	四、二一五
岩原 行彦	北杜市	北杜市高根町浅川字干草 場二百七十五番三十四外 四筆	七、四六三
渡邊 正義	北杜市	北杜市高根町東井出字大 新井九百二十八番外一筆	四、二一五
幡野 達雄	北杜市	北杜市高根町東井出字鷹 の巣七百六十四番外三筆	七、三九七
遠藤 拓海	北杜市	北杜市高根町村山北割字 青木九百七番	九五九
農事組合法 人白根フラ ワーコーポ ラティブ	南アルプス市	南アルプス市有野字古中 千九百十八番外六筆	三、七五六
手塚 修弘	南アルプス市	南アルプス市桃園字西条 八百二十一番一外七筆	六、四五〇
齊藤 政之	南アルプス市	南アルプス市鏡中條字八 幡二百四十三番	七一四
		千三百三十五番外二筆	

農事組合法 人三分一そ ば組合	北杜市	北杜市長坂町小荒間字小 泉四百六十三番一外一筆	二七九
株式会社志 太北杜ワイ ナリー	北杜市	北杜市長坂町小荒間字小 泉三百九十九番一外七十 筆	九三、九八四
近藤 慎吾	甲斐市	北杜市長坂町小荒間字小 泉三百七十三番一外三百 九十八筆	二七九、八一八
農業生産法 人株式会社 I J A P A N	笛吹市	北杜市明野町浅尾字浅尾 原十二番一外六筆	六〇、二八三
浅野 旭	笛吹市	中央市高部字明治四百八 十番外三筆	一、六三六
中村 悦和	笛吹市	笛吹市石和町上平井字坪 井道上九百十九番外四筆	五、三〇九
石原 ふみ	笛吹市	笛吹市石和町中川字大坪 六百四番一	一、〇二五
江	笛吹市	笛吹市八代町高家字向田 二千四百四十二番外二筆	三、一一八
深山 満明	笛吹市	笛吹市一宮町国分字堀米 三百六番一外四筆	三、八五三
	笛吹市	笛吹市一宮町国分字北前 田五百八十四番一	八五四
	笛吹市	笛吹市一宮町国分字南条 二百三十二番外二筆	一、九七三
	笛吹市	笛吹市一宮町国分字内久	九九八

甘利 良太	望月 幸子	辻 高則	廣瀬 隆	藤巻 年和	和田 春男	窪田 雅人	中村 孝洋	山本 靖	
甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	
甲州市塩山熊野字五反田	甲州市塩山熊野字中道千七百七十九番一外一筆	甲州市勝沼町山字若林千九百二十五番	甲州市塩山中萩原字築山五百七番	甲州市塩山竹森字玉崎五千七百四十番外三筆	笛吹市御坂町蕎麦塚字大坊領四十五番一筆	笛吹市石和町井戸字豊岡三百八十七番外二筆	笛吹市一宮町金田字奥田町八百二十三番	笛吹市御坂町金川原字馬込四百二十九番一外一筆	笛吹市御坂町金川原字馬込三百九十番外二筆
二、五八八	一、八二五	三七五	四七五	一、八八五	八六五	一、五四一	一、〇八九	一、三八七	二、四八一
									根六百八十九番外一筆

北井 征司	三浦 誠	相澤 孝治	小林 勝	小川 邦夫	佐藤 一彦	山縣 裕二	藤原 正志	神宮司 昭男	塩島 芳文	雨宮 洋一
甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市
甲州市塩山西広門田字深田九百三番	甲州市塩山西広門田字西堀五百八十八番外二筆	甲州市塩山千野字観音堂西九百三十七番外一筆	甲州市塩山藤木字立石三百五十六番	甲州市塩山上井尻字子辻四百九十番	甲州市勝沼町下岩崎字護摩堂六百十一番一筆	甲州市勝沼町下岩崎字桜木六百八十八番	甲州市塩山熊野字石骨八百三十一番外一筆	甲州市勝沼町中原字立石九百六十九番	甲州市塩山千野字中原二千四百五十二番外二筆	甲州市塩山下萩原字平田千六百七十九番外一筆
一、四二三	二、二二九	一、二九九	一、九一二	三八八	一、一一五	一、三五三	一、四三六	一、三六四	一、八五六	一、四二六
										四百四十一番一

雨宮 一也	甲州市	甲州市塩山西広門田字深田八百九十九番	三五五
内藤 義人	中央市	山梨市牧丘町隼字細窪二千百六十六番外一筆	二、九六〇
菊島 史登 菊島 真希	中央市	中央市極楽寺字西河原九百二十四番外五筆	五、五一九
仲田 忠彦	東京都狛江市	笛吹市石和町下平井字永塚七十二番一外六筆	五、二九九
		北杜市高根町蔵原字宮の前千六百十二番一	一、〇六六

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)
二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年十二月二十一日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係の内容
- (三) 意見

3 提出期限

平成二十七年十二月二十一日

◎ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士河口湖町小立土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
平成二十七年十二月七日

山梨県知事 後 藤 齋

氏名	住所
相澤 武志	富士河口湖町小立三千八十三番地一
相澤 正範	富士河口湖町小立四千二百三十九番地
在原 英機	富士河口湖町勝山千百五十九番地
大石 秀世	富士河口湖町小立二千九百九十九番地一
大石 芳行	富士河口湖町小立百二十八番地
小佐野 快	富士河口湖町勝山二十五番地
小佐野 茂雄	富士河口湖町船津九百四十番地
小俣 勲	富士河口湖町小立二千三百五十番地四
梶原 常民	富士河口湖町小立三千十一番地五
倉沢 宗治	富士河口湖町勝山四千五百六十五番地
坂本 寛	富士河口湖町小立千八百三十五番地
渡邊 一茂	富士吉田市下吉田三丁目十四番三十八号
渡邊 先雄	富士河口湖町船津二千二百八番地二
渡邊 富栄	富士河口湖町小立四千二百二十五番地
渡邊 美延	富士河口湖町小立二百五十八番地

正 誤

○ 平成二十七年十一月三十日（号外第六十七号）における山梨県選挙管理委員会告示第三十三号は山梨県選挙管理委員会告示第七十号の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番